

平成 28 年 3 月 17 日

各都道府県 PFI 担当部長 殿
市町村担当部長 殿
各政令指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府民間資金等活用事業推進室長

「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」について（情報提供）

平素より内閣府の施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要となっております。

このような状況を踏まえ、内閣府及び総務省から発出した「「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）」（平成 27 年 12 月 17 日府政経シ第 886 号総行地第 154 号）において、人口 20 万人以上の地方公共団体におきましては、当該指針を踏まえ、平成 28 年度末までに優先的検討規程を定めていただきますようお願いするとともに、その他の地方公共団体におきましても、当該指針を踏まえ、必要に応じて、同様の取組を行っていただきますようお願いしたところです。

このたび、当該優先的検討規程を策定するに当たって参考となる手引を別添のおり作成いたしましたので、活用していただきますようお願いいたします。

なお、本手引は、優先的検討規程の策定状況等についての国によるフォローアップ結果等を踏まえ、必要に応じて、今後改定していくこととしております。最新の手引等の関連情報は、下記内閣府ホームページに随時掲載いたしますので、御参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin.html>

また、平成 28 年度中に、優先的検討規程を運用する際に参考となる手引を別途作成することとしておりますので、活用していただきますようお願いいたします。

ます。

各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかに御連絡いただきますようお願いいたします。

【本通知に関する連絡先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室

山川、近藤

TEL 03-6257-1655

FAX 03-3581-9682